議案第123号

指定管理者の指定について議決を求める件

指定管理者の指定について、鹿児島県公の施設に関する条例第７条第１項の規定に基づき、次のとおり議決を求める。

令和８年11月提出

鹿児島県知事　　塩田康一

次のとおり指定管理者を指定する。

１　公の施設の名称　県営住宅（大島郡与論町内分）

２　指 定 管 理 者　大島郡与論町茶花1418番地１
　　与論町

３　指 定 の 期 間　令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

（提案理由）

県営住宅（大島郡与論町内分）の指定管理者を指定しようとするものである。